

国不建推第50号  
令和4年10月26日

令和4年度モニタリング調査  
対象企業代表者 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局  
建設業課長  
(公印省略)

見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の徹底等について

見積書における労務費・法定福利費などの内訳明示等の状況に係るモニタリング調査の実施にご協力いただきありがとうございます。

令和3・4年度のモニタリング調査の結果を踏まえ、下記のとおり、元請業者において改善すべき事項を取りまとめましたので、通知いたします。

貴社におかれましては、調査対象となった工事に限らず、支店長など下請負人の選定等に関与する全ての者に対して、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た契約の締結及び適正な施工体制の確立について、一層の徹底が図られますよう、周知をお願いします。

また、下記事項については、来年度以降も建設業法令遵守推進本部において、重点的に調査を実施していくこととしております。

なお、下記の改善すべき事項は、全ての対象企業への調査結果であり、貴社が全ての事項に該当したものではないことを申し添えます。

## 記

### 1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされています。また、社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年4月最終改訂）では、元請負人に対し、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等により、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結するよう、求めているところです。

一方、当該調査では、①下請負人への標準見積書の活用等の働きかけを行って

ないもの、②標準見積書以外の様式を使用している場合で、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの、③法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額など算出根拠が不明確なもの、など標準見積書の活用等が適切に行われていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、標準見積書の活用等の状況について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

## 2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインでは、元請負人に対し、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう下請負人に明示することを求めています。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要です。また、建設工事標準下請契約約款（令和4年9月最終改正、中央建設業審議会決定）に「請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」との規定が置かれています。

一方、当該調査では、記1②の調査結果に加え、①当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの、②下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの、など建設業者の義務的経費である法定福利費が適正に設定されていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、契約書・見積書における法定福利費の内訳明示の状況等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

## 3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインでは、平成29年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の強化を図ってきたところです。

さらに、令和元年度の建設業法等の一部改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件

とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられたところです。

また、同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化についても措置を講ずることが求められるところです。

一方、当該調査では、設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるものなど、技能者単位における社会保険の加入確認が厳格に行われていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、技能者単位における社会保険の加入確認の状況等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和3年12月1日付け通知）では、法定福利費そのものや労務費については、下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となることは、その結果として「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので留意することとされています。

また、建設業法令遵守ガイドライン（第7版、令和4年8月最終改訂）では、下請契約の締結に当たり、元請負人が契約額を提示する場合には、自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議を行うなど、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意すべきであるとされています。

一方、当該調査では、①請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの、②元請負人が自らの予算額に基づく請負金額の総額を示し、それに収まるよう下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの、など不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれのある事案や請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれのある事案が見受けられました。

このため、合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）が行われていないかなどについて点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

公共工事設計労務単価が10年連続で引き上げられ、本年3月から適用されてい

ることなどに加え、本年2月には、国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会において、今後の担い手確保のため、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申し合わせたところです。

一方、当該調査では、前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある事案が見受けられました。

このため、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定となっていないかなどについて点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 6. 労務費相当分の現金支払について

令和2年10月1日より施行された改正建設業法第24条の3において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮をしなければならないこととされています。

一方、当該調査では、当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、労務費相当分の現金支払の状況等について点検し、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

#### 7. 適正な施工体制の確立について

建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、直接の契約関係にある下請負人のみならず、当該工事の施工にあたる全ての下請負人を監督しつつ、工事全体の施工を管理することが必要です。建設業法第24条の8において、特定建設業者に施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成等を義務付け、施工体制の的確な把握を行うことによって、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業法第24条の7において、特定建設業者は下請負人に対する指導等に努めなければならないこととされています。

一方、当該調査では、施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認等が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのある事案が見受けられました。

このため、記1～6の改善すべき事項に留意し、下請契約における適正な請負代金の設定、適切な代金の支払、社会保険加入の徹底、適正な法定福利費及び労務費の確保及び技能労働者への適切な賃金の支払等について、一層の徹底が図られるよう、必要に応じた措置を講じていただくよう、お願いします。

以上